

# これが現在策定中の基準案です！

## 決定までに“案”を公開します

伝建制度にかかる基準には、表紙の「許可される基準の概要」を具体化した「**許可基準**」のほか、特定物件以外の建造物の補助金交付対象の基準となる「**修景基準**」、特定物件<sup>4</sup>の修理指針となる「**修理基準**」があります。

これらの基準は、学識経験者や住民代表者らにより構成される伝建審議会<sup>5</sup>で審議していただいた後、保存計画<sup>6</sup>のなかで7月末頃に決定します。

とはいものの、伝建制度はまちづくりの制度。決まってしまった基準を公開するのではなく、事前に多くの方のご意見を聞いてみなさんとともに決めたいと考えています。

よくご覧いただいて、お気づきの点やご不明な点がありましたら、どうぞ教育委員会までご連絡願います。

## 許可基準案、修景基準案の基本的考え方

次の基本的考え方により、基準案を策定しました。

<b>許可基準</b>	出石城下町の <b>伝統的風致を著しく損なわない</b> ものとすること
<b>修景基準</b>	出石城下町の <b>伝統的建造物等の特性</b> （出石らしさ）を維持したもので、 <b>伝統的町並み景観の形成に寄与</b> するものであること

## 部位ごとの許可基準案、修景基準案

部位ごとの「許可基準案」、「修景基準案」は次の図のとおりです。図の例は住居ですが、もちろん**店舗やガレージ**にすることもできます。

### 敷地割

**許可基準、修景基準とも：現状維持を原則**

### 位置

**許可基準：**伝統的町並みとしての**一体性と連続性**を損なわない

**修景基準：**両隣との位置及び前後の**位置**は、**伝統的建造物の特性を維持**したものとし、連続性を保つ

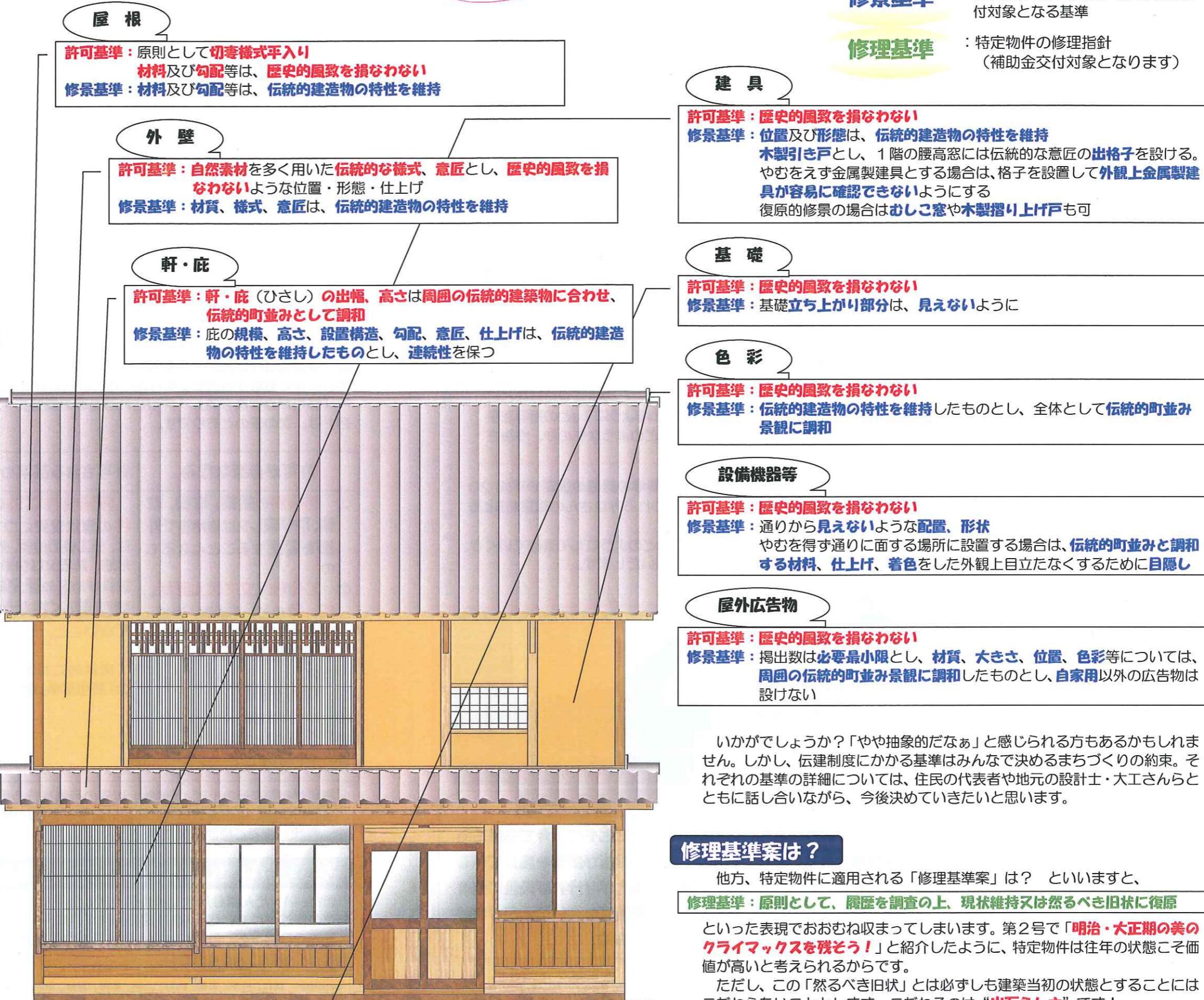
### 構造

**許可基準、修景基準とも：原則として木造**

<sup>4</sup> 特定物件：伝統的建造物及び環境要素のうち、所有者の同意を得て保存する物件として特定したもの。

<sup>5</sup> 伝建審議会：豊岡市伝統的建造物群保存審議会

<sup>6</sup> 保存計画：豊岡市出石伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画



いかがでしょうか？「やや抽象的だなあ」と感じられる方もあるかもしれません。しかし、伝建制度にかかる基準はみんなで決めるまちづくりの約束。それぞれの基準の詳細については、住民の代表者や地元の設計士・大工さんらとともに話し合いながら、今後決めていきたいと思います。

## 修理基準案は？

他方、特定物件に適用される「修理基準案」は？ といいますと、

**修理基準：原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原**

といった表現でおおむね収まっています。第2号で**明治・大正期の美のクライマックスを残そう！**と紹介したように、特定物件は往年の状態こそ価値が高いと考えられるからです。

ただし、この「然るべき旧状」とは必ずしも建築当初の状態とすることにはござわらないこととします。こだわるのは**出石らしさ**です！

：現状変更の許可を受けるための最低基準

：特定物件以外の物件で、補助金交付対象となる基準

：特定物件の修理指針（補助金交付対象となります）